豊島区監査委員公告第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、 令和6年度財政援助団体等監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表す る。

令和7年10月23日

 豊島区監査委員
 小
 沼
 博
 靖

 同
 中
 川
 貞
 枝

 同
 鈴
 木
 利
 治

 同
 細
 川
 正
 博

7 豊総総発第 927 号 令和 7 年 8 月 25 日

豊島区監査委員 様

豊島区長 高際 みゆき

令和6年度に実施した監査結果報告における監査委員指摘、指導及び 意見・要望に対する改善等措置及び検討状況の報告方について(回答)

標記の件につきまして、意見の付された事項への措置を講じましたので、地方自治法第199条14項に基づき、別紙のとおり通知します。

項目番号 第2 2. としまのちから について

監査結果報告における指導事項

(1) 納付金の納付時期について

区ととしまのちからが締結した「令和5年度としま産業振興プラザ指定管理協定書」(以下、「IKE Biz 年度協定書」という。)第6条によれば、としまのちからは収支報告書を区に提出後、区の請求を受け5月31日までにカフェ・レストラン運営にかかる納付金を一括納付すると規定されている。

生活産業課は納付期限を令和6年5月16日とした納入通知書を同年5月7日郵送にて交付したが、としまのちからは期限までに納付できず収入未済となった。その後、生活産業課は令和6年6月1日付けで令和6年度への収入未済額繰越を行い、同年6月12日、区に収入された。

としまのちからが納付期限を守ることができなかった理由を確認したところ、構成団体である株式会社プロントコーポレーションのシステム改修の影響によるとの説明を受けたが、一般にシステム改修の実施は事前に予定されており、影響回避の対策を講じることが可能であることが推測される。

としまのちからは、協定書の内容を守ることが困難な事情が発生した場合、区と調整を行うことで IKE Biz 年度協定書により規定された納付期限を守るよう手続きを行われたい。 生活産業課においては、事前に注意喚起等を行うことで期限までの納付を確実とされるよう工夫されたい。

(対象課:生活産業課)

工能の指導事項に対する指直仏流寺		
>	対 象 課	構成企業 株式会社プロントコーポレーション
2	又は 対象団体	産業観光部 産業振興課 (旧文化商工部 生活産業課)
		令和5年度分のカフェ・レストラン納付金について、
		・(株)プロントコーポレーションの処理担当が初めての実施であり、前
		任から正しい引継ぎを受けていなかった為、経緯と稟議書等の確認、精
		算手順を今一度確認する必要があり、納付書到着から 1 週間も満たない
原以	因・理由・背景	期間で対応する事は不可能であった。
な。	どの事情説明	・(株)プロントコーポレーション内統合によるシステム改修を令和 6 年
		4月から実施した。
		大枠で改修が実施されることは令和5年11月には確認していたが、
		細部でどういったイレギュラーが考えられるかを確認出来ておらず、令
		和6年5月末ごろに支払手続きが遅延することを把握し、区へ報告した。
	いつ	令和7年5月31日までに
	(いつまでに)	
	誰が	産業振興課及び株式会社プロントコーポレーションが
措	(どこが)	
置	何を	令和6年度分のカフェ・レストラン納付金を
直の	(どこを)	
状		事前に納付期限及び入金までのスケジュールについてすり合わせを行っ
況	じのトンフ	た。また、4月23日付で郵送にて納付書を送付し、5月22日に入金完
化	どのように	了した。
	措置(改善)	
	した(する)	

項目番号 第2 2. としまのちから について

監査結果報告における指導事項

(2) 会計処理に関する課題について

①未払い消費税の計上

としまのちからが作成した収支報告書には、支出の項目に「その他公租公課」の欄があり、その備考欄に「消費税未払い分」との注記がされているものの、実際に計上されている内容は、「インボイス未登録事業者」に対応する消費税分(免税事業者への支払いでインボイスの未登録事業者の仕入れ税額控除が出来ない20%分の消費税)の合計額であった。本来この欄に記載すべき消費税未払い分とは、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額である。

としまのちからは、収支報告書の内容を確認し、計上内容を改められたい。

生活産業課においては、報告書等の内容を適正に確認し指導が行えるよう、会計処理に関する知識の向上を図られたい。

(対象課:生活産業課)

	エルジルサチスにバナッカー			
文	対 象 課	としまのちから		
7	スは 対象団体	産業観光部 産業振興課 (旧文化商工部 生活産業課)		
原因・理由・背景 などの事情説明		「インボイス未登録事業者」に対応する消費税分が発生した事例が初め てのことで、拠点の担当者が本社経理担当者との確認を怠り、未払い消 費税として計上していた。		
	いつ (いつまでに)	令和7年3月31日		
措置の状況	誰が (どこが)	構成団体であるサントリーパブリシティサービスが		
	何を (どこを)	「その他租税公課」の項目に対し「消費税未払い分」の適正な計上を		
	どのように 措置(改善) した(する)	新しい税導入など経理上イレギュラーな勘定項目が発生した場合、都度 拠点の経理担当者およびその責任者が本部経理担当およびその責任者に 確認し適正な項目に計上する。		
情報の共有	措置状況に関 する周知	令和7年3月31日 周知済		

項目番号 第2 2. としまのちから について

監査結果報告における指導事項

(2) 会計処理に関する課題について

②自主事業における収支報告書の作成

としまのちからから提出された、令和5年度分の自主事業における収支報告書を確認した ところ、税抜き額により報告されていた。区では、指定管理者から提出される収支報告書は 税込み額により作成するよう求めている。

としまのちからは、区の求める方法による報告を行われたい。

生活産業課においては、報告書の内容を適正に確認し指導を行われたい。

(対象課:生活産業課)

	工能が指導事項に対する相直が必ず		
¥	対 象 課	としまのちから	
7	スは 対象団体	産業観光部 産業振興課 (旧文化商工部 生活産業課)	
原因・理由・背景などの事情説明		・自主事業に関して SPS 社内で使用している管理フォーマットがすべて 税抜きとなっており、年度終了時に収支報告書を作成する際に税込額で あるかどうかの確認を行っていなかった。 ・毎年提出される収支報告書について、区として金額の確認は行なって いたものの、税込みであるとの思い込みから、税抜き額になっていない かの確認が不足していた。	
	いつ (いつまでに)	令和7年4月30日までに	
措置の	誰が (どこが)	としまのちから及び産業振興課が	
	何を (どこを)	令和6年度収支報告書を	
状況	どのように 措置(改善) した(する)	としまのちからには、改めて指定管理制度におけるルールについて情報共有を行い、令和6年度収支報告書には税込額で作成されたことを確認した。	
情報の共有	措置状況に関 する周知	令和7年3月17日 周知済	

項目番号 第2 2. としまのちから について

監査結果報告における指導事項

(2) 会計処理に関する課題について

③体育室利用回数券の収支報告書への計上

としまのちからは、としま産業振興プラザ(以下「IKE Biz」という。)における体育室の個人利用回数券について販売時に収入として会計処理しているが、回数券には利用期限がなく年度をまたいだ使用がされているため、実際に使用された時点において収入として会計処理するべきであった。

としまのちからは、販売済み且つ未使用分の数の把握を行ったうえで、販売時には前受け 金として会計処理を実施し、その後、使用時に収入として会計処理を行われたい。

(対象課:生活産業課)

工能の指导争項に対する指揮状況等		
	· 象 課	としまのちから
7	スは対象団体	
原因・理由・背景 などの事情説明		担当者の経理知識不足のため、誤って販売時に収入として計上をおこなっていた。
	いつ (いつまでに)	令和7年3月31日までに
措置の状況	誰が (どこが)	構成団体である株式会社東京ドームファシリティーズが
	何を (どこを)	利用回数券を
	どのように 措置(改善) した(する)	・回数券のデザインを年度毎に刷新する。 ・回数券販売時は、金額を前受金として計上する。 ・回数券が使用された際に、その使用された分を収入として計上する。
情報の共有	措置状況に関 する周知	令和7年4月1日 周知済

項目番号 第2 3. コナミスポーツ株式会社 について

監査結果報告における指導事項

(1) 会計処理に関する課題について

①収支報告における消費税の計上方法について

コナミスポーツ株式会社は、雑司が谷体育館の収支報告書において、消費税の課税の対象とならないもの(給与・賃金、保険金・共済金、租税公課など)にも、消費税相当分として10%を加算し計上していた。

これは、企業会計が税抜き処理であるものの、区への報告は税込み処理となることから、 当該施設の会計担当者が誤って全ての支出額に1.1を乗じることで税込み額として収支報告 書を作成していたためである。

また、仮受消費税と仮払消費税の相殺により納付する未払い消費税について、収支報告書「その他公租公課」欄への計上を行っていなかった。

コナミスポーツ株式会社は、消費税が課税されない「不課税取引」等があることや、仮受 消費税と仮払消費税の差額を計上すべきであることを認識し、収支報告書の内容を修正され たい。また、会計処理に関する知識を深められたい。

学習・スポーツ課においては、報告書等の内容を適正に確認し指導が行えるよう、会計処理に関する知識の向上を図られたい。

(対象課:学習・スポーツ課)

上記の指導争項に対する措直状況寺			
	対 象 課	コナミスポーツ株式会社	
7	スは 対象団体	文化スポーツ部 生涯学習・スポーツ課	
原因・理由・背景 などの事情説明		①収支報告における消費税の計上方法について 収支報告書を作成する際、会計担当者の確認不足により消費税課税の 対象とならない項目も課税対象項目として計上していた。また未払い消 費税については、会計担当者の知識不足により「その他公租公課」欄への 計上をしていなかった。	
	いつ (いつまでに)	団体に対する事務監査・公認会計士監査検査の指摘後	
	誰が	指定管理者の会計担当者が	
	(どこが)		
	何を	収支報告書を	
	(どこを)		
措置の状況	どのように 措置(改善) した(する)	・会計担当者は、各収支項目に関して、課税・非課税項目を正しく認識し収支報告を正確に作成する。未払い消費税に関しても正しい算出方法を確認し、収支報告書の「その他公租公課」に適切に計上する。・指定管理者は、区に報告済の令和3~5年度までの収支報告書を是正し、令和7年2月19日に区に提出した。・区及び指定管理者は、是正後の収支報告書を双方確認し、令和7年3月に成果配分の再精算を行った。・指定管理者制度所管課として、適切に報告書の内容を確認し指導が行えるよう、研修等の機会を通じて、会計処理の知識の向上を図っていく。	

情			
報	措置状況に関	令和6年11月1日	周知済
0	する周知		
共	y の/hJ M		
有			

項目番号 第2 3. コナミスポーツ株式会社 について

監査結果報告における指導事項

(1) 会計処理に関する課題について

②プリペイドカード精算額の計上について

雑司が谷体育館を利用する際に施設利用料の支払いに使用できるプリペイドカードは、全ての区立体育施設において使用可能である。そのためプリペイドカード購入施設と利用施設が異なる場合があり、プリペイドカードの販売及びその使用状況に関する精算を年度ごとに実施している。

精算の時期が年度終了後であるため、コナミスポーツ株式会社は精算額を翌年度の収支報告書へ計上しているが、指定管理は年度管理であることから、指定管理者が作成する収支報告書においては、当該年度分に計上すべきである。

コナミスポーツ株式会社は、収支報告書の内容を改められたい。

(対象課:学習・スポーツ課)

工能の旧寺事項に対する旧直水が守			
	対 象 課 スは 対象団体	コナミスポーツ株式会社	
原因・理由・背景 などの事情説明		②プリペイドカード精算額の計上について 精算時期が翌年度のため、会計担当者の確認不足により収支報告書も翌 年度に計上していた。	
	いつ (いつまでに)	団体に対する事務監査・公認会計士監査検査の指摘後	
1.11-	誰が (どこが)	指定管理者の会計担当者が	
措置	何を (どこを)	収支報告書を	
の状況	どのように 措置 (改善) した (する)	・指定管理は年度管理であることを十分に認識し、当該年度の清算は当該年度の収支報告書に計上する。 ・令和3~6年度分の収支報告書については、当該指導事項を踏まえ、是正した内容を区に提出した。	
情報の共有	措置状況に関する周知	令和6年11月1日 周知済	

項目番号 第2 5. 一般財団法人 Hareza 池袋エリアマネジメント について

監査結果報告における指導事項

(1) 防犯カメラ映像の提供に関わる報告について

豊島区立中池袋公園に設置された防犯カメラ映像の提供を目白警察署より求められ、防犯カメラの映像を管理する一般財団法人 Hareza 池袋エリアマネジメント(以下、「エリマネ」という。)の再委託業者が提供を行った。

再委託業者は委託契約により行うこととされている提供に関する記録等を残すなど適正な処理を行ったうえで提供を行い、エリマネに報告を行った。

個人情報の提供には、区との事前協議を必要とするが、協議に関する書類の提示がなかった。確認したところ口頭で協議を行ったため書類の保存はないとの説明をうけたが、防犯カメラの映像には個人情報が含まれる情報として対応し、協議の記録を残しておくべきである。

また、区に提出された「個人情報特記事項の遵守に関する報告書」の保有する個人情報に「防犯カメラの映像」が含まれていなかった。

これら対応の不備は、特定の人物を判別可能な画像は個人情報ととらえるべきであるが、その認識が不足していたためである。

個人情報の取扱いについては細心の注意を払う必要があることから、エリマネは個人情報の管理に関する理解を深め、そのうえで記録を残すことの重要性を認識するとともに、適正な報告書の提出を行われたい。

公園緑地課においても個人情報の管理について理解を深めるとともに、指定管理者から提出される報告書等の内容を確認し、不備等に対する指導を行われたい。

(対象課:公園緑地課)

	工能の指導事項に対する相直状が守		
	対 象 課 又は 対象団体	都市整備部 公園緑地課	
原因・理由・背景 などの事情説明		防犯カメラの画像提供には個人情報が含まれている可能性があることから、提供を行う場合、豊島区公園緑地課へ事前協議を行うとともに、その記録を残す必要がある。 指定管理者からの協議は、口頭により実施していたが、書面による協議を行っていなかったため記録を残していなかった。このことは個人情報保護法に対する理解不足が背景にある。	
	いつ (いつまでに)	令和7年度から	
措置の状況	誰が (どこが)	公園緑地課と指定管理者が	
	何を (どこを)	防犯カメラの画像提供に対して	
	どのように 措置(改善) した(する)	警察などの調査協力に等による防犯カメラの画像提供においては、公園 緑地課と指定管理者間で書面による協議を行い記録として残すよう運用 を変更した。また、管理に関連する法律等の理解を深めるべく努めたい。	

情 報 の 共 有

令和7年4月1日 指定管理者に周知

項目番号 第2 5. 一般財団法人 Hareza 池袋エリアマネジメント について

監査結果報告における指導事項

(2) 未払い消費税の計上について

エリマネは、仮受消費税と仮払消費税の相殺により納付する未払い消費税について、収支報告書「その他公租公課」欄への計上を行っていなかった。

エリマネは、収支報告書の作成に当たり仮受消費税と仮払消費税の差額を計上されたい。 公園緑地課においては、報告書等の内容を適正に確認し指導が行えるよう、会計処理に関 する知識の向上を図られたい。

(対象課:公園緑地課)

	工能の指导事項に対する指直状が守			
対 象 課 又は 対象団体 都市整備部 公園緑地課		都市整備部 公園緑地課		
原因・理由・背景 などの事情説明		仮受消費税などの会計処理に関する知識不足により、収支報告書の「その他公租公課」欄への計上が行われていなかった。		
	いつ (いつまでに)	令和7年度の会計処理から		
+++	誰が (どこが)	公園緑地課と指定管理者が		
措置	何を (どこを)	収支報告における会計処理を		
の状況	どのように 措置(改善) した(する)	公園緑地課、指定管理者双方で会計処理の適正な知識と処理方法を確認し公租公課などの会計処理を適正に行う。		
情報の共有	措置状況に関する周知	令和7年4月1日 指定管理者に周知		

項目番号 第2 2. としまのちから について

監査結果報告における意見・要望事項

(1) カフェの営業について

IKE Biz に設置されたカフェ (現、純喫茶いけびず) は、当該施設の指定管理者において 自主事業として運営することを公募時の条件としているが、平成 29 年 5 月にリニューアル オープンしてから現在まで収支がマイナスとなっている。

としまのちからの構成団体である株式会社プロントコーポレーションが本業で培ったノウハウを活用し、業績の改善に向けた様々な試みを実施しているところではあるものの、事業の黒字化は困難な状況にある。

区はカフェについて施設利用者のための共益施設としての意義を認めているものの、収支が均衡していないことから事業の継続には懸念がある。

生活産業課は、としまのちからの自助努力に任せるだけでなく、施設利用者のための共益施設として、安定的なサービスの継続のために、当該施設におけるカフェ事業のあり方を改めて検討するなど、引き続き施設利用者の利便性向上に寄与する施設の運営に尽力されたい。

(対象課:生活産業課)

	上記の息兄・安主争項に対する指直认法寺		
対 象 課 又は 対象団体		産業観光部 産業振興課(旧文化商工部 生活産業課)	
原因・理由・背景 などの事情説明		当該カフェは、募集要項に指定したカフェ事業を展開していただいている。施設自体は池袋駅から近いものの大通りからは外れているため、人流が望めないことからカフェ利用者のうち、貸室利用者によるカフェの利用がほとんどであるうえに、物価状況や土地柄的に商品の価格帯を下げることも出来ず、売上が伸び悩んでいる現状である。 また、募集要項にてカフェレストラン事業と指定しているため、他事業へ業態変更することもできない状況である。	
	いつ (いつまでに)	令和7年度中に	
措置の状況	誰が (どこが)	産業振興課が	
	何を (どこを)	カフェレストラン事業を	
	どのように 措置(改善) した(する)	令和8年度に予定している次期指定管理者のプロポーザルの募集要項作成までに、カフェレストラン事業部分について、どのような取り扱いにしていくか検討する。	
情報の共有	措置状況に関 する周知	令和7年6月10日 周知済	

項目番号 第2 3. コナミスポーツ株式会社 について

監査結果報告における意見・要望事項

(1) 利用者用コインロッカーについて

雑司が谷体育館の利用者用コインロッカーは区の備品を使用しているが旧式のもので使い勝手が悪いとの意見がある。

また、コインロッカー使用時、1回10円の利用者負担がある。これは「豊島区立体育施設条例施行規則」を根拠とするものであるが、他の区立体育施設では指定管理者からの提案によりコインリターン式ロッカー(硬貨を入れて鍵を施錠し、開錠するときに使用硬貨が返却される仕組みをもった錠前ロッカー)を採用している。

コインロッカーは体育施設の利用者が着替えなどを入れるものであり、利用者にとっての 利便性に直接影響する。他の区立体育施設と同様にコインリターン式ロッカーを採用するな ど、より利用しやすいものとすることで利用者満足度の向上が期待される。

学習・スポーツ課は、備品の更新時期や指定管理者を新たに公募するタイミングなどを捉 えコインロッカーの入れ替えも含めた検討をされたい。

(対象課:学習・スポーツ課)

	工品の息元・安主争項に対する相直が加守		
	対 象 課 Zは 対象団体	文化スポーツ部 生涯学習・スポーツ課	
原因・理由・背景 などの事情説明		(1)利用者用コインロッカーについて 利用者用コインロッカーについては、体育館開設当時に設置したものが 多いが、適宜、指定管理者がメンテナンスをしながら、現在も使用してい る。	
	いつ (いつまでに)	令和7年度末までに	
1.11-	誰が (どこが)	生涯学習・スポーツ課が	
措置の状況	何を (どこを)	利用者用コインロッカーの更新を	
	どのように 措置(改善) した(する)	雑司が谷体育館においては、令和7年度内に次期指定管理者の公募・選定を予定していることから、選定された次期指定管理者の提案内容を基に、コインロッカー更新の可否について、次期指定管理者と協議する。	
情報の共有	措置状況に関する周知	令和7年6月4日 周知済(次期指定管理者の公募開始)	

項目番号 第2

4. 公益社団法人 豊島区シルバー人材センター について

監査結果報告における意見・要望事項

(1) イメージアップによる入会促進について

全国のシルバー人材センター会員数は平成21年度の79万人をピークに、それ以降は減少に転じ、昨年度は約67万人にまで落ち込んだ。定年延長や再雇用制度が広がるなど高齢者の働き方の変化が要因と考えられ、入会促進の取組みが全国的な課題となっている。

シルバー人材センター会員数の推移(全国) 出典:全国シルバー人材センター事業協会 ≪表省略≫

そうした中、公益社団法人豊島区シルバー人材センター(以下、「センター」という。)では入会促進のための情報発信に注力し、入会説明会の開催回数を増やすと共にWEB上で説明会を受けられるようにするなどの充実を図っている。

豊島区シルバー人材センター会員数の推移 ≪表省略≫

また、男性に比べ入会率の低い女性の入会率向上のためミモザ委員会(女性委員会)の活動を活発化し様々なイベントに積極的に参加するとともに、女性会員向けの講座や交流会等を開催している。

更に、今年度は新たな入会促進の取組みとして、PRパンフレット「就業紹介パンフレットーあなたに合ったお仕事が、必ずある一」を作成した。PRパンフレットは実際にセンターが受注している多様な仕事内容などが分かりやすく掲載されているとともに生き生きと働く会員の姿が掲載されていることで、会員の獲得だけでなく発注元である事業者へのPRパンフレットとしても力を発揮しうるものとなっている。

これら新たな取り組みが、センターの更なる発展及び会員数の向上につながることを期待する。

(対象課:福祉総務課、高齢者福祉課、施設整備課)

	対 象 課 Zは 対象団体	公益社団法人 豊島区シルバー人材センター	
原因・理由・背景 などの事情説明		下記の理由により退会者抑制、新規会員の獲得が進んでいなかった。 ①ミモザ講演会などは会員の為の会員限定で開催されていた。 ②長く同じ業務を就業している会員がいることにより、その就業を希望 できないなどの問題があり退会する会員も少なからず存在している。 ③高齢で就業を希望しない会員が退会するケースがあった。 ④シルバーで受注できる業務の周知がなされていなかった。	
措置の状	いつ (いつまでに)	令和7年3月31日 までに	
	誰が (どこが) 何を	センター職員及び会員 新規会員の獲得、退会者抑制、就業拡大	
況	(どこを)	701720A2X 7 9X 19 X CA 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

	どのように 措置 (改善) した (する)	①ミモザ講演会の対象を区民に広げ、シルバーの魅力を発信するとともに、同日入会説明会を開催し新規会員の獲得に努めた。 ②5年就業で希望者がいれば就業を交代する適正就業を徹底させ、退会者抑制を図った。 ③就業を目的としない会員をゴールド会員と位置づけ会費を半額にする制度を作り退会者抑制を図った。 ④就業紹介パンフレットや人材紹介パンフレットを商工団体に加入している企業等に配布するなど、シルバー事業の周知を図った。	
情報の共有	措置状況に関 する周知	令和7年3月31日 センター職員及び会員へ周知済	

項目番号 第2 4. 公益社団法人 豊島区シルバー人材センター について

監査結果報告における意見・要望事項

(2) インボイス制度開始に伴う対応について

令和5年10月に開始したインボイス制度※1により、センターと免税事業者※2である会員との取引について、消費税の仕入れ税額控除が受けられず、センターとして新たな納税コストが発生することとなった。このためセンターは「納税資金積立資産」をあらかじめ2,225万円積み立てるなど事前の準備をしてきたものの、令和6年度末には積立資産はほぼ尽きてしまうことから、新たに安定した事業継続に向けた対策が必要である。

既に区との契約においては、契約金額の増額を要請するなど、具体的な対応が進められているとの説明を受けた。

民間事業者等からの発注分については、令和6年11月に施行したフリーランス法※3に、より適合した契約方法への変更による対応を検討している。

この変更によって、現行の、センターが受託した業務を会員に再委託する契約から、発注者である民間事業者等と会員が直接契約を行い、センターは発注者と会員の間で調整事務を行うことになるため、発注者が支払う料金は、会員への報酬(会員業務委託料)とセンターの事務費(センター業務委託料)の2種類になる。

ただし、発注者と会員が直接契約を行うことから会員への報酬のインボイスの発行は会員が行うことになるものの、会員は一般的に免税事業者のためインボイスの発行ができず、発注者と会員の取引では、消費税の仕入れ税額控除が適用されない。このことをマイナスと捉える発注者もいると思われるため、丁寧な説明を尽くし発注者の理解を得ることが重要である。

会員と発注者が直接契約を結ぶことで、センターの納税コストの増大が抑えられると共に、会員は発注者との間でフリーランス法による保護を受けることができるようになるといった点は好ましい変化である。

制度変更に伴う契約変更等の対応においては、会員及び発注者の理解を得るなど困難も予想されるが、シルバー人材センターの活動は、高齢化社会における重要な事業である。センターは事業の継続を図るため、確実かつ最適な対応策を実施されたい。

※1 インボイス制度 (適格請求書等保存方式)

令和5年10月1日から開始した複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式で、仕入税額控除を受けるためには、一定の要件を満たした適格請求書(インボイス)の発行・保存が必要になる。

免税事業者である会員はインボイスを発行できないため、センターは会員分担金に対する消費税の納税義務を負担することとなった。

※2 免税事業者

消費税の申告や納付を免除されている事業者のことで、基準期間の課税売上高が 1,000 万円 以下の事業者が該当する。免税事業者はインボイスの発行ができないため取引先の課税事業 者は免税事業者との取引で仕入税額控除を受けることができず、取引で発生した消費税額分 を負担することになる。

税務署長に「消費税課税事業者選択届出書」を提出することでインボイス発行事業者として 課税事業者に切り替えることも可能である。

※3 フリーランス法 (特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)

令和6年11月1日施行した、フリーランスと発注事業者の間の取引の適正化とフリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とした法律である。

センターの会員もフリーランスに該当する。

(対象課:福祉総務課、高齢者福祉課、施設整備課)

	工能以思允。女主于农门,可旧臣以从书		
	対 象 課 Zは 対象団体	公益社団法人 豊島区シルバー人材センター	
原因・理由・背景 などの事情説明		フリーランス新法の施行により、発注者・センター・会員の 3 者による 包括的契約への移行により、インボイスによるセンターの消費税負担分 を減らすことができる。	
	いつ (いつまでに)	令和8年3月31日 までに	
措置の状況	誰が (どこが)	発注者、センター、センター会員	
	何を (どこを)	包括的契約の移行	
	どのように 措置(改善) した(する)	令和8年度からの包括的契約への移行に向けて、令和7年度に区と協議している。民間事業者に対しては、制度の趣旨の理解を求め令和8年度からの包括的契約に移行する。	
情報の共有	措置状況に関 する周知	令和7年10月までに発注者及びセンター会員へ周知予定	

項目番号 第2

6. 総括意見

監査結果報告における意見・要望事項

(1) 会計処理に関する課題について

今回の財政援助団体等監査においては、指定管理者が行った会計処理に関して、監査の対象となった3者全てが何らかの指導を受けている。

また、所管課の会計処理に関する理解も深まっておらず、指定管理者から提出された報告書の内容が適正であるかの判断を行えず、指導・監督が不十分な状況が見受けられる。

行政経営課によれば、会計処理に関する説明会などを実施し、理解を深めるべく努力を行っているとのことではあるものの、十分に機能しているとはいいがたい状況である。他自治体の例なども研究の上、会計処理において誤りが生じにくい方法を検討するとともに、会計処理に関する理解がまだ深まっていない実務担当者にとって、わかりやすく丁寧な説明資料が提供されることを期待する。

(対象課:行政経営課・各所管課)

エルの心力 女主子名に対する旧画化が守		
対 象 課 又は 対象団体		政策経営部 行政経営課
原因・理由・背景 などの事情説明		監査委員からの意見を踏まえ、令和5年3月に所管課担当者を対象に企業会計における研修を行った。しかし、その後の監査においても実績報告書の誤りがあり、指導を受けている。
措置の状況	いつ (いつまでに)	秋頃までを目安に
	誰が (どこが)	行政経営課が
	何を (どこを)	(1)「指定管理制度 運用指針【第 12 版】」の改定を (2) 所管課担当者向け説明会を
	どのように 措置(改善) した(する)	(1) 説明資料の整備 「指定管理制度 運用指針【第12版】(資料編)」内、収支計画書(実績報告書)記載例を、よりわかりやすく解説し、改定する。資料には、会計処理での誤りを避けるためのポイントやチェックリストを記載する。また、他自治体で導入されている成功事例を研究し具体例等を追記する等継続して改善に取り組む。 (2) 実務担当者への研修を実施 所管課担当者に向けた研修を実施予定である。研修内容は、今回の改定を含め、実際の事例に基づいた演習を行う等理解を深めよう工夫する予定である。
情報の 措置状況に関 する周知 有		令和8年2月28日までに周知予定

項目番号 第2 6. 総括意見

監査結果報告における意見・要望事項

(2) 指定管理者運用指針の理解不足について

行政経営課は、指定管理に関わるガイドラインとして指針を作成し、それに従った運用を 行うよう求めているものの、指針の内容に関する理解が、所管課及び指定管理者双方で深ま っていないことが懸念される。

例えば一般管理費を計上する場合、算出根拠を明記することとなっているが、今回の監査対象である指定管理者3者のうち2者(1者は一般管理費の計上なし。)は、算出根拠の記載を行っていなかった。このように、指針において行うべきとされていることが実行されていない現状が見受けられる。

所管課においては、指針を精読し、理解を深めたうえで適正な運用を行い、指定管理者に 対する指導をされたい。

また、行政経営課においては、例えば過去の不適切な事例を紹介するなど、所管課及び指定管理者の理解が深まるような工夫を行うことを期待する。

(対象課:行政経営課・各所管課)

	上にの息兄・安主争頃に対する相直仏沈寺		
対 象 課 又は 対象団体		政策経営部 行政経営課	
原因・理由・背景 などの事情説明		指定管理制度においては、運用指針以外にも、個人情報や会計、税、 労務、備品の扱い等、幅広い知識が必要である。また、所管課におい て「公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」§8(業 務報告の聴取等)の認識不足が考えられる。	
措置の状況	いつ (いつまでに)	秋頃までを目安に	
	誰が (どこが)	行政経営課が	
	何を (どこを)	「指定管理制度 運用指針【第 12 版】」の改定と、所管課担当者向け説明会を	
	どのように 措置(改善) した(する)	所管課の担当者向けに、自治法や運用指針の説明会を実施予定である。また、運用指針の空いたスペースに、過去の相談内容や指導を参考に、指定管理制度の理解が深まるようなコラムを掲載する。例えば、備品廃棄の適切な処理や施設管理保険に係る損害賠償、個人情報提供の協議と承認等を予定している。	
情報の共有	措置状況に関する周知	令和8年2月28日までに周知予定	

項目番号 第 2 6. 総括意見

監査結果報告における意見・要望事項

(3) 自主事業における施設利用料金の免除について

IKE Biz の指定管理においては「指定管理者が自主事業の実施に当たり有料の貸室を利用する場合の料金は無料とする」としているが、同様に自主事業を行う区立体育施設では、「自主事業は指定管理事業における利用枠を買い取ったものとみなし、その分の利用料(貸切)収入を指定管理会計における利用料金収入に計上する」といった考え方を採用している。

利用料金の免除については、それぞれの施設の条例施行規則に「免除することができる」と規定されていることから、どちらの対応も誤りではないが、同種の事業を実施する施設において異なるルールを採用するならば合理的な理由を要するべきであるものの、十分な説明は得られなかった。

IKE Biz に指定管理を導入した平成17年度時点では、非公募により区の外郭団体である公益財団法人としま未来文化財団が指定管理者となった。公的な基盤のある組織が管理を行っていたことから、自主事業実施時の利用料金を免除とする措置を取っていたことも理解できるが、現在は公募により民間事業者が指定管理を行うなど条件が変化している。

行政経営課においては、条件整理を行い指定管理者が実施する自主事業における利用料金 の免除について整合が図られるよう検討されたい。

所管課においては、指定管理の公募のタイミングにより、行政経営課の整理した考え方を 基に、募集要項及び管理基準等を見直されたい。

(対象課:行政経営課・各所管課)

	工 にの心元 女主子名に対する旧直水が守		
	対 象 課 又は 対象団体 政策経営部 行政経営課		
原因・理由・背景などの事情説明		それぞれの施設の条例及び条例施行規則は、各課の分掌事務である。 また、各所管課が公募要項の公募条件や業務基準を決定している他、自 主事業が施設の設置目的に合致するか、サービスの向上に資するかの審 査を行っている。 意見にもあるとおり、「免除することができる」と規定されていること から、いずれの対応も誤りではないため、各施設の設置目的やサービス 内容を踏まえ、所管課で審査すべきものと考えている。	
措置の状況	いつ (いつまでに)	秋頃までを目安に	
	誰が (どこが)	行政経営課が	
	何を (どこを)	「指定管理制度 運用指針【第 12 版】」の改定を	
	どのように 措置(改善) した(する)	自主事業は、運用指針において「指定管理者の責任と負担で実施されるもの」としており、指定管理業務と会計を区分し、収入も指定管理者の収入となる。その際、指定管理者に係る利用料金を減免の対象とするか否かについては一定の判断の余地があるため、所管課で審査する際の要件を運用指針に記載する。ただし、募集時の公募要項との関係もあることから指定管理者の減免利用については、改定後翌年度の選定から対象としたい。	

情報の共有	措置状況に関する周知	令和8年2月28日までに周知予定	
-------	------------	------------------	--